

令和7年度大阪市自転車マナーアップ強化イベント 及び広報啓発活動業務委託仕様書

1 案件名称

令和7年度大阪市自転車マナーアップ強化イベント及び広報啓発活動にかかる業務委託

2 業務目的

本事業は、11月の自転車マナーアップ強化月間中に、自転車の安全利用に関する交通ルールや、正しい交通マナーの実践を楽しみながら、主に子育て世代をはじめとした幅広い層が学ぶことのできる参加・体験型の広報啓発イベント（以下「イベント」という。）を開催し、もって自転車マナーの向上につなげることを目的とする。

3 イベント実施概要

(1) 実施日時

令和7年11月1日（土）10時30分～15時30分

(2) 実施場所

大阪天王寺公園エントランスエリア「てんしば」（大阪市天王寺区茶臼山町5-55）

【詳細地図】

別図のとおり

4 契約期間

契約締結日から令和7年11月28日まで

5 経費の負担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、本市は契約金額以外の費用を負担しない。

なお、契約金額には次の経費が含まれるため、特に留意すること。

- ・本イベントの広報啓発モデルとなる特別ゲストの起用に関する経費

※詳細は「6 業務内容 (3) ア 特別ゲストの選定」のとおり。

- ・イベント後の芝生復旧作業（活力剤散布等）に要する芝生管理料

※詳細は「6 業務内容 (3) ウ 各種許可申請等について」及び別添資料の「項目3 芝生利用時の留意点」のとおり。

6 業務内容

(1) イベントの企画及び運営

イベントプログラムの具体的な実施内容については企画提案事項とする。実施内容の提案に当たっては、事業の目的を十分理解したうえで、子育て世代をはじめとした幅広い層から多くの集客が期待できるものとする。

また、イベントへの参加を機に、自転車交通ルールの遵守及び交通マナーの向上につながるよう工夫すること。

(2) 会場設営及び撤去時期

ア 会場は一般市民が利用する公園であることから、原則として当日にすべての作業を行うこと。

必要資機材等の搬出入については、イベント当日の午前7時00分から午後10時00分までとし、搬送等の作業時間帯は、作業着手までに、あらかじめ発注者等と調整すること。

イ 当日までに、発注者等の立ち会いのもと、あらかじめ現地確認を行うこと。

ウ それぞれの作業完了については、発注者等立ち合いのもと、了解を得ること。

(3) イベントプログラム検討に当たっての条件

ア 特別ゲストの選定

本イベントの目的に沿い、子育て世代をはじめとした幅広い層の参加者に親近感を抱かせるための特別ゲストを広報啓発モデルをとして起用すること。特別ゲストには大阪市にゆかりがあるなど、集客力と訴求力を持つ著名人を選定すること。

なお、特別ゲストの起用に関する経費は契約金額に含まれるため、特に留意すること。

イ プログラム及びブース等との企画調整

下記の参考例を基にプログラム及びブース出展の調整を行うほか、全体の企画を行うこと。

《プログラム参考例》

- ・大阪市長による開会宣言
- ・交通安全教室（広報啓発モデル）
- ・音楽演奏①
- ・音楽演奏②
- ・ダンス演技①
- ・ダンス演技②
- ・その他参加団体によるステージパフォーマンス など

《ブース参考例》

- ・自転車マナーアップにかかる啓発ブースの出展
- ・交通安全啓発ブースの出展

ただし、次の(ア)～(ウ)についての出演依頼及び企画及び調整は、発注者が行う。

(ア) プログラム

- ・大阪市長による開会宣言
- ・大阪府警察音楽隊による演奏（20～30分程度を想定）
- ・大阪府警察本部交通安全教育班と特別ゲストによる交通安全教室（20分程度を想定）

(イ) ブース出展（行政枠ブース）

- ・大阪府警察ブース
- ・大阪府（交通対策協議会）ブース など

(ウ) 車両展示ブース

- ・白バイ、青バイ展示
- ・パトカー展示
- ・その他の車両展示

※実施内容等の詳細については、発注者の都合により変更となる可能性がある。

ウ 各種許可申請等について

「てんしば」を含む天王寺公園は、大阪市の都市公園であるため、都市公園法及び大阪市公園条例に基づく許認可手続等については、イベント当日の2週間前までに受注者が行い、許認可等を受けた旨を発注者に報告すること。なお、イベント後の芝生復旧作業（活力剤散布等）に要する芝生管理料は契約金額に含まれるため、特に留意すること。

エ 車両の乗り入れについて

当日会場となる公園においては、会場直近まで重量4t車まで車両の乗り入れは可能であるが、車両前方に誘導員を配置し、ハザードを点灯させ、徐行(10km/h)で走行すること。また、園路入口には誘導員を配置し、一般来園者を最優先に車両の入退場を行うこと。搬出入車両は駐車禁止であることから、資材の積み下ろしが完了次第、速やかに退出すること。

オ 設営物の設置について

芝生の上に資機材・工作物を設置する際は、芝生との接地面にターフマット（芝生保護マット）を敷設し、テント等の設営にあたっては、強風による転倒を防止するため、脚元をウ

ェイト（またはペグ）で固定すること。

また、ペグを打ち込む場合は、埋設管損傷防止のため、打設深は 300 mm以内とすること。

なお、設営物の設置にかかる必要経費は、受注者が負担すること。

カ 資機材について

会場設営及び運営に必要な資機材（電源を含む）については、受注者で準備を行うものとする。発電機を使用する場合、必要な燃料についても受注者で準備を行うこととし、発電機などを使用する機材については、周辺を考慮して防音・静音を考慮した機材を使用すること。また、本イベントで使用する電力については、別添資料「てんしば利用案内（作成：大阪市との協定によって管理運営を行っている近鉄不動産株式会社）」項目 5 の①または②及び③から引くこととし、ステージ、各ブース、各テント（本部、控室）まで必要な配線を行うこと。

ケーブル類は、別添資料の項目 6 のとおり、原則として分電盤から U 字溝内を通し、地上に露出する部分が最小限になるように配線すること。ケーブル類や管路等が露出する箇所には、ゴムマットを被せるなど、一般来園者がつまずき転倒することがないように必要な措置を講じること。

キ 撤収作業について

イベント終了後は速やかに設営前の状態に復旧し、午後 10 時 00 分までに搬出を完了させること。

また撤去完了後は、会場を清掃し、ゴミは受注者が持ち帰ること。

ク ステージ看板等の設置について

ステージ看板及び各ブース用の看板については、発注者が作成し、イベント当日までに受注者に提供する。受注者は、イベント当日にブース用看板を設置すること。

ケ 音響装置の設置及び操作について

イベント運営に必要な音響装置の設置を行い、音響装置の操作が可能なスタッフを配置すること。

音響設備の使用にあたっては、ステージ・スピーカーの前方 20m 地点及び天王寺動物園との境界地点（詳細は別添資料の項目 10 のとおり）で 70 d B を超過しないよう音量を調整すること。

コ イベント運営補助について

- ・司会者 1 名もしくは 2 名程度
- ・音響オペレーター 2 名程度

イベント運営に必要な音響装置の操作が可能なスタッフを配置すること。

- ・安全管理要員 2 名以上

資機材の搬入時に発注者が指定する箇所に 1 名ずつ配置し、会場に出入りする車両の通行証の確認及び誘導を行うこと。

(4) 業務計画書の作成

受注者は、上記の企画調整結果を踏まえ、イベント全体の会場図面、設営方法、運営方法、プログラム、緊急時の体制等を含む「実施計画書」を作成すること。

また、必要に応じ、別途詳細なタイムスケジュール、進行台本、スタッフ配置計画等を含む「運営マニュアル」を作成すること。業務着手前に、作業を完成するために必要な手順等について、業務計画書を発注者に提出すること。受注者は、業務計画書を遵守し、業務の履行に努めることとし、具体的な内容については企画提案事項とする。

なお、レイアウトや運営方法等については、発注者等と事前調整（打合せ・現地確認）の上、決定すること。

(5) 実施結果報告書等の作成

本イベント実施運営結果について、実施結果報告書を作成し、発注者に提出すること。

なお、下記事項について写真撮影を行い、実施結果報告書に添付すること。

ア 会場の設営資機材の搬入搬出時、設置前、設置後及び撤去状況

- イ イベントの運営状況（ステージ上の進行状況、ブースの出展状況）
- ウ 安全管理の状況
- エ その他、実施結果報告に必要な状況

(6) 打合せ

本業務の実施にあたり、発注者との打ち合せを行うこと。

打ち合わせ回数は6回程度とする。

（契約締結時1回、現地打合せ時1回、発注者との企画打ち合わせ1回、司会者及び特別ゲストとの進行打合せ1回、報告書作成時1回、その他1回）

(7) 資機材搬入出について

ア イベント当日に使用する資機材の搬入・撤去にあたっては、日常の公園利用者の動線なども十分に検討したうえで、安全性に考慮しながら円滑に行うこと。

会場への資機材の搬入・搬出車両については、発注者の指定する場所から出入りし、搬入作業完了後は速やかに退出させること。

イ 搬入出車両により公園内を通行する際は、発注者が提供する「通行許可証」をフロントガラス等、車外から確認できる場所に設置すること。

ウ 駐車場所は受注者の費用負担により確保し、道路上に駐車しての待機等は行わないこと。

(8) 安全管理について

ア 発注者が指定する2箇所に1名ずつ配置し、会場に出入りする車両の通行証の確認及び誘導を行い、通行人等の安全管理を徹底すること。

イ テント設営時には、ウェイト（またはペグ）で固定し、風等の影響によりテントが飛ばされることがないように設営を行うこと。

ウ カラーコーン設置時においても、風等の影響によりカラーコーン等が飛ばされることがないように設営を行うこと。

(9) 効果検証について

受注者は事業の目的を達成するうえで必要となる効果指標を設定し、事業完了時に適切な検証方法により事業の効果検証を実施すること。具体的な内容については企画提案事項とする。

7 広報業務

イベント開催時に、より多くの参加者が来場するための効果的な広報を展開すること。具体的な内容については企画提案事項とする。

(1) ポスター、パンフレットの作成及び印刷、配送

イベントを周知するポスター、パンフレットを作成し、多くの人が集まる場所などに配架すること

(2) インターネット等を活用した広報

SNSなどの広報媒体を活用し、広く情報発信すること。

8 業務責任者

本業務における発注者との連絡・調整を一元的に行う業務責任者を定め、契約締結後速やかに発注者に報告すること。なお、業務責任者は、6業務内容(3) イベントプログラムの検討に記載のイベント運営補助に記載の音響オペレーターを兼ねることができる。

9 支払方法

全ての業務の完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払う。

10 雨天時の措置について

気象警報の発表等により、当該イベントが実施できない荒天の場合は中止とするが、小雨決行とする。

気象条件の判断については、イベント前日午後5時に気象庁より発表される天気予報で判断す

ることを基本とするが、判断しがたい場合には、イベント当日午前5時に気象庁より発表される天気予報で最終判断を行い、発注者から受注者の業務責任者あて電話連絡を行う。

仮に中止となった場合は、既に本業務を履行するにあたって生じた経費や中止に伴い必要となった経費について、業務委託契約書の規定に基づき、別途協議をし、契約期間もしくは委託料を変更する契約変更を行う。ただし、契約変更額の上限は契約金額である。また、発注者は、荒天による当該イベントの中止については、業務委託契約書の規定にかかわらず、受注者に対し、損害賠償責任を負わない。

11 緊急時の対応

イベント実施中に、設置物にトラブルが発生した場合、直ちに現地へ出向き対応できるよう体制を整えておくこと。なお、この際の費用は受注者負担とする。また、当日は担当者と常に連絡が取れるようにしておくこと。

12 障がいのある人への合理的配慮の提供に関する研修等の実施

受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施すること。また、「障がいを理由とする差別の解消の推進のための合理的配慮の提供に係る研修実施報告書」（別記様式第4号）を研修実施後速やかに発注者に提出すること。

13 再委託について

(1) 業務委託契約書第16条第1項の「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

ア 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

イ “6業務内容” に定める委託業務（ただし(3)ア 特別ゲストの選定、コ イベント運営補助についてを除く。）

(2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

(3) 受注者は、(1)及び(2)に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

(4) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、(3)に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

(5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

14 その他

- ア 受注者の過失に起因するイベント使用備品や公園施設の破損・損壊等、特別ゲスト及びスタッフ、公園利用者の負傷等の責任は受注者が負うものとする。
- イ 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び大阪府個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年大阪府条例第 60 条）その他法令に定めるものを遵守しなければならない。
- ウ 受注者及び本業務に携わる受注者の従事者は、本業務によって知り得た大阪市の業務上の情報及び個人情報等を本業務以外の目的に使用又は第三者に開示もしくは漏洩してはならないものとし、守秘義務を負うこと。また、受注者は、そのために必要な措置を講じること。
- エ この仕様書に定めのない事項や疑義がある場合は、関係法令に従い、発注者と受注者が協議しこれを取り決める。

15 担当

〒530-8201 大阪市北区中之島 1 丁目 3 番 20 号 大阪市役所地下 1 階
市民局 区政支援室 地域安全担当（担当：秀本、初宿）
電話：06-6208-7372 ファックス：06-6202-7555
メール：ca0029@city.osaka.lg.jp

(別記様式第4号)

令和7年度 障がい者を理由とする差別の解消の推進
のための合理的配慮の提供に係る研修実施報告書

1 事業者名等

事業者名			
担当者名			
連絡先			

2 研修内容

月 日	講師・研修方法等	時間 (分)	対象(受講人数)

公益通報等にかかる特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、当該業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成18年大阪市条例第16号)(以下「条例」という。)第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を大阪市市民局総務部総務担当(総務グループ)(連絡先:06-6208-7311)へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を大阪市市民局総務部総務担当(総務グループ)(連絡先:06-6208-7311)へ報告しなければならない。

3 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに大阪市市民局総務部総務担当(総務グループ)(連絡先:06-6208-7311)に報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること

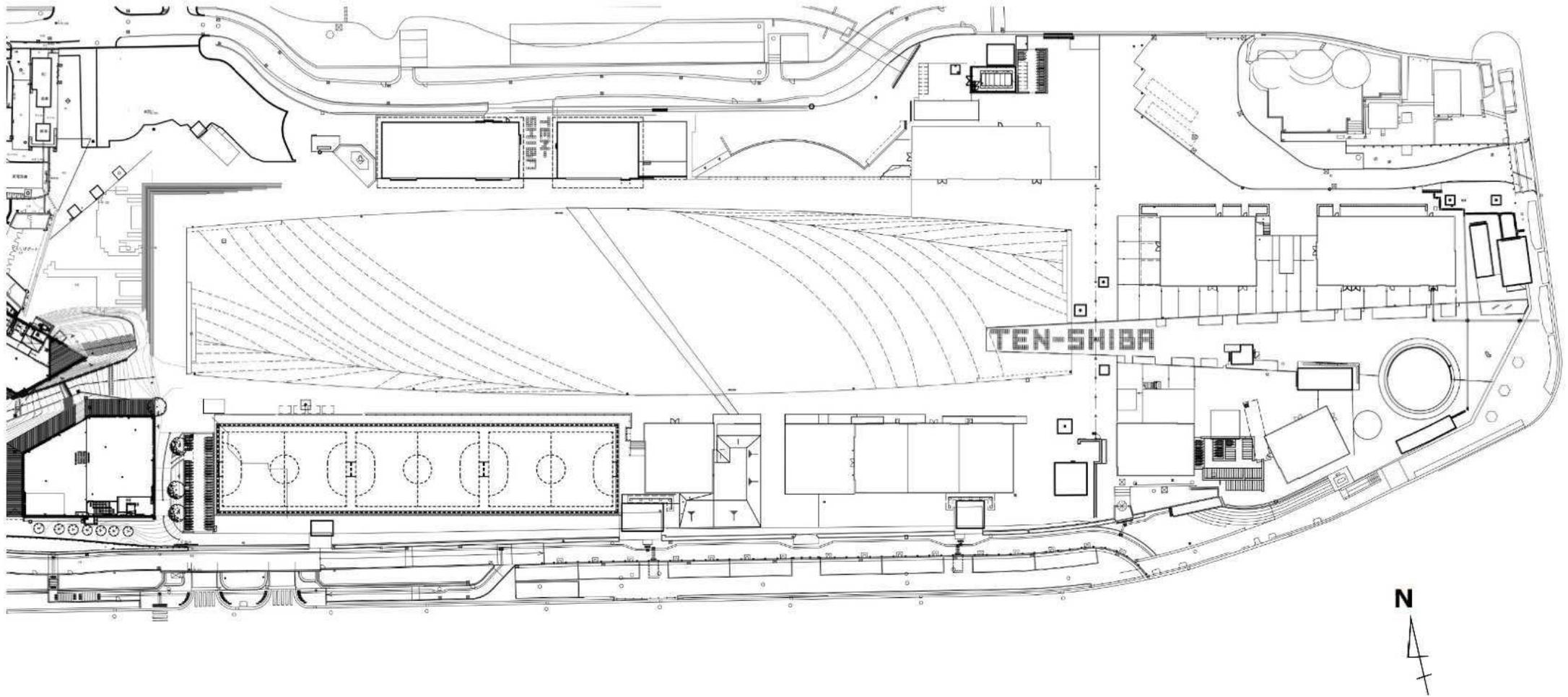
11/1(土) イベント実施場所

白バイ・パトカー等の展示

ステージ（芝生）及びブース（芝生・通路等）の設置
※通路は、北側通路（車両展示場所側）のみで可



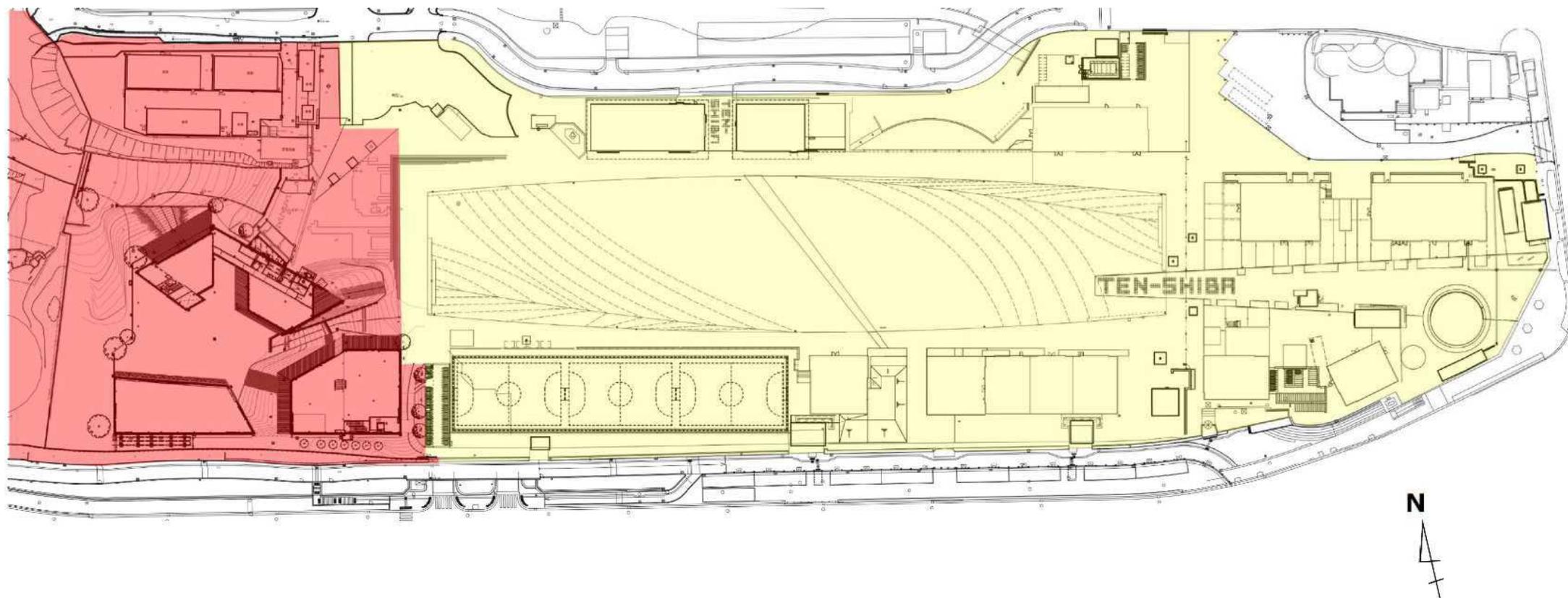
1. 平面図



2. 行政手続

- ・「てんしば」を含む天王寺公園は、大阪市の都市公園であるため、イベントの開催にあたっては、都市公園法及び大阪市公園条例に基づく許認可手続が必要です。
- ・具体的な手続は使用部分によりますが、いずれも当社を経由して手続いただきます。
 - ：大阪市（真田山公園事務所）あてに「行為占用許可申請」が必要です。
 - ：天王寺動物園あてに「イベント等実施承認申請」が必要です。
- ・申請期限は、**行為・占用開始日の2週間前まで**です。

例) 設営：4/15・16、イベント：4/17・18、撤去：4/19の場合 ⇒ 申請期限は4/1となります。 ※4/1が土日祝日の場合は3/31

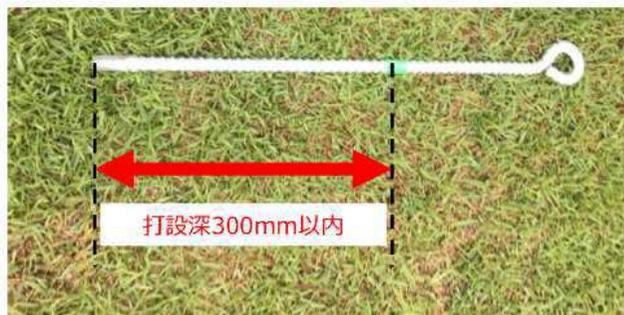


3. 芝生利用時の留意点

- ・原則として、芝生をご利用の場合、イベント後の芝生復旧作業（活力剤散布等）に要する費用として、**芝生管理料**をご請求させていただきます。
- ・芝生の上に資機材・工作物を設置する際は、芝生との接地面に**ターフマット（芝生保護マット）**を敷設してください。ゴムマットは不可です。
- ・幟やテントの設営にあたっては、強風による転倒を防止するため、**脚元をウェイト（またはペグ）で固定**してください。
- ・ペグを打ち込む場合は、埋設管損傷防止のため、**打設深は300mm以内**としてください。
- ・原則として芝生広場内に車両は進入できません。



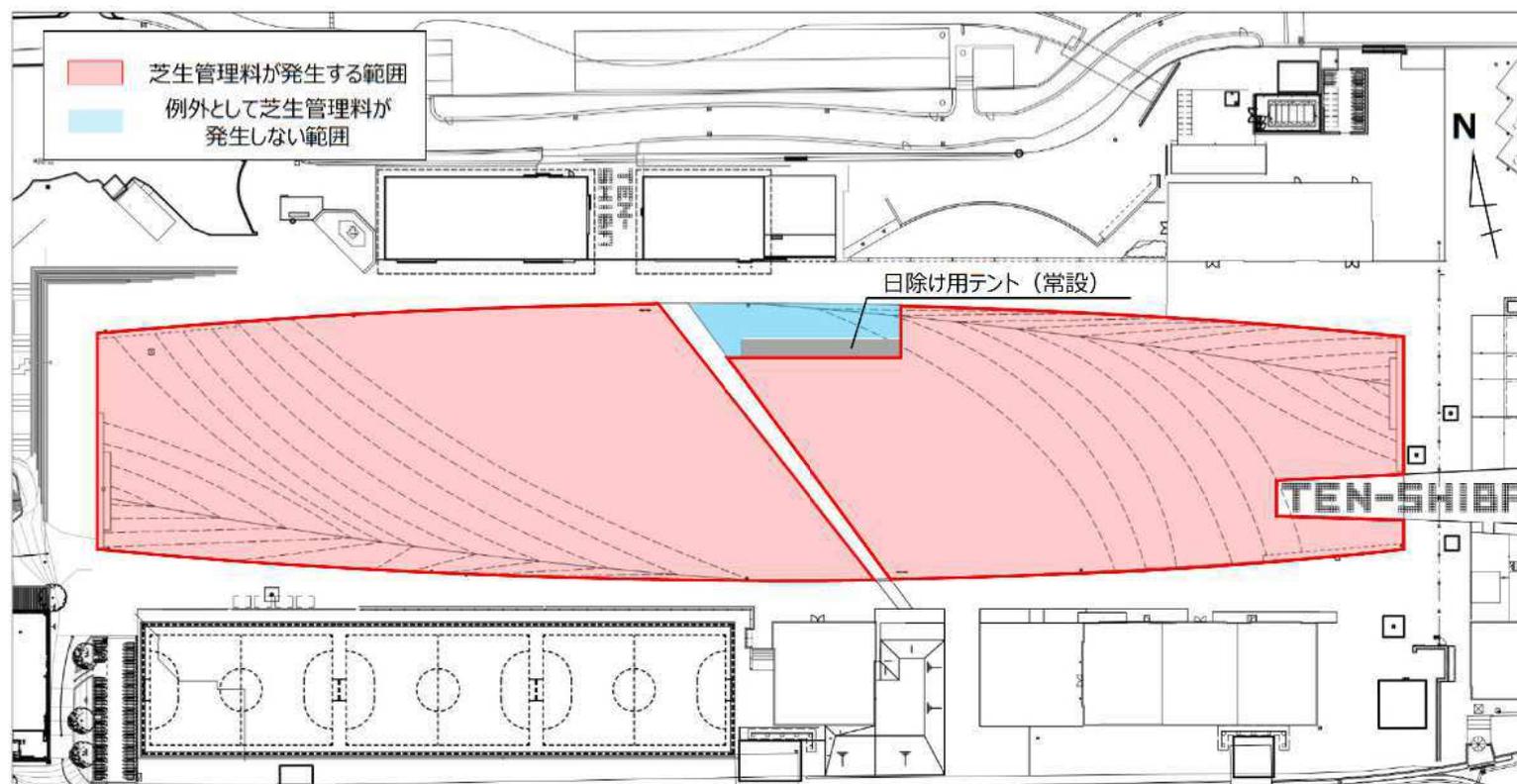
ターフマット（芝生保護マット）



ペグ



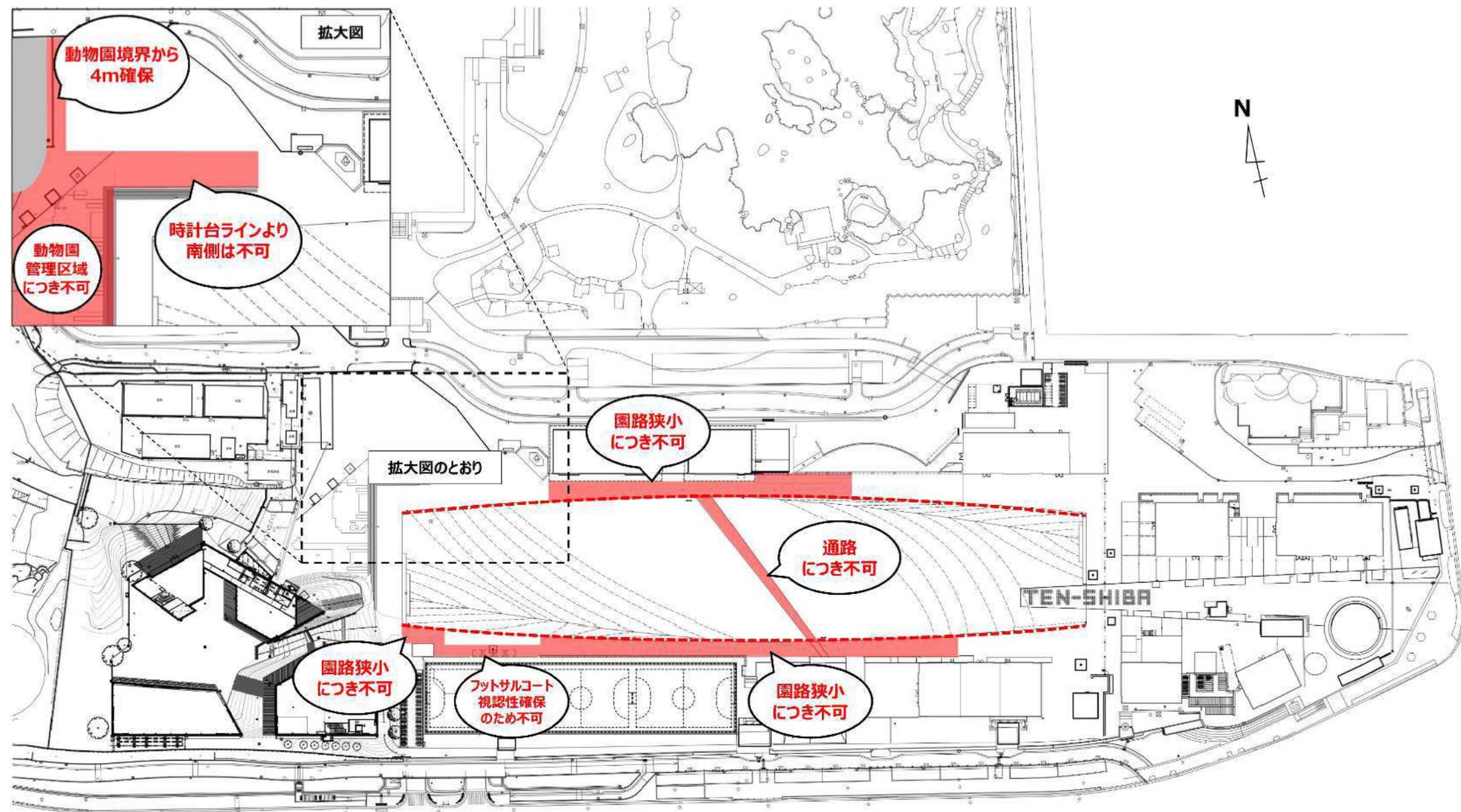
ウェイト



設営例

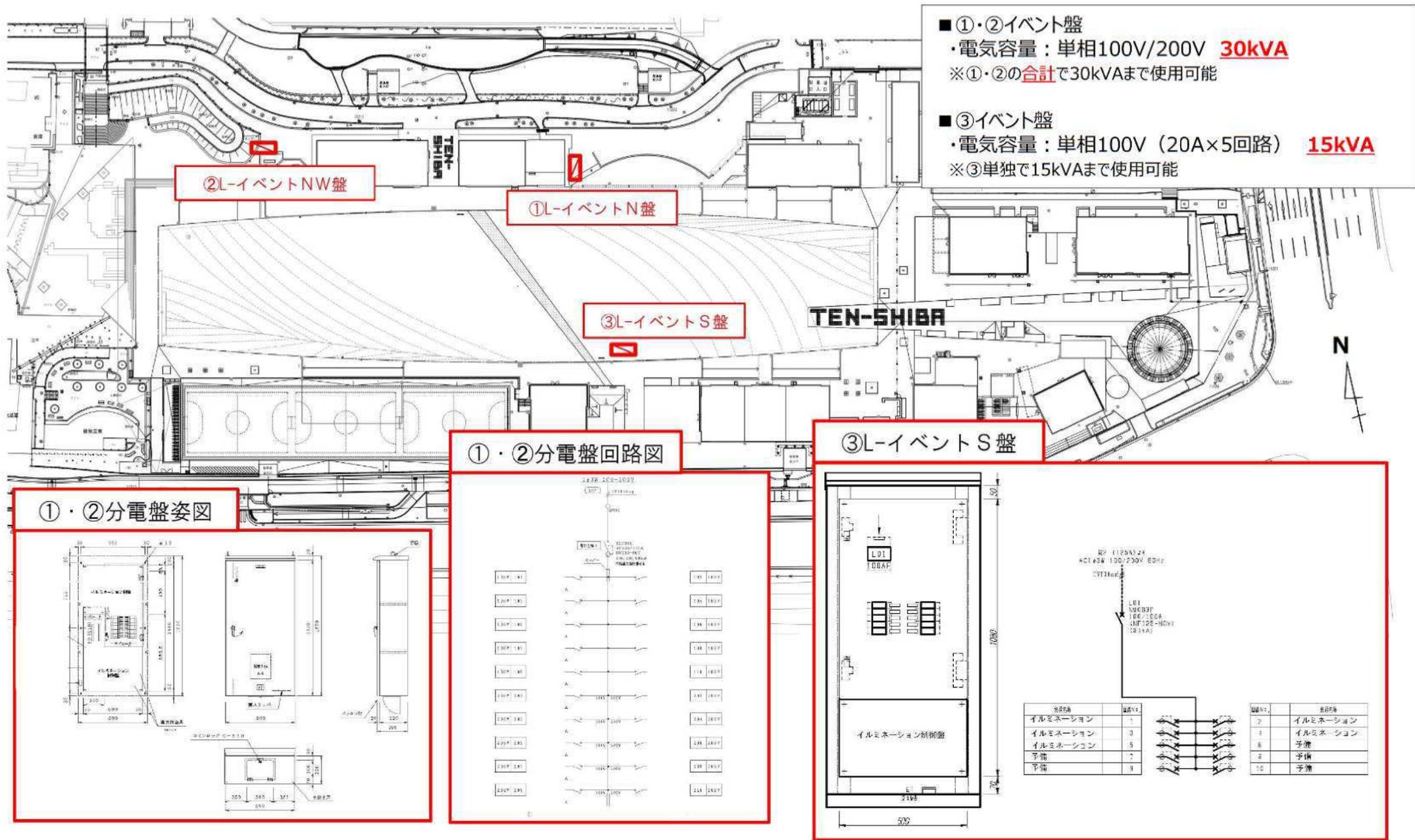
4. 資機材・工作物の設置不可エリア

- ・下図の赤色で示すエリアに、資機材・工作物は設置できません。
- ・芝生広場に沿って人工芝のU字溝蓋（赤色破線）が設置されています。破損防止のため、U字溝蓋の上に資機材・工作物（車両含む）を設置しないでください。



5. 電源

・電気が必要な場合は、下図に示すイベント用分電盤（計3箇所）から給電してください。
 ・北側2箇所はコンセント盤が付いています（①L-イベントN盤は仮設コンセント盤）が、南側はコンセント盤がないため、ご使用にあたってはコンセント盤の設置工事が必要です。



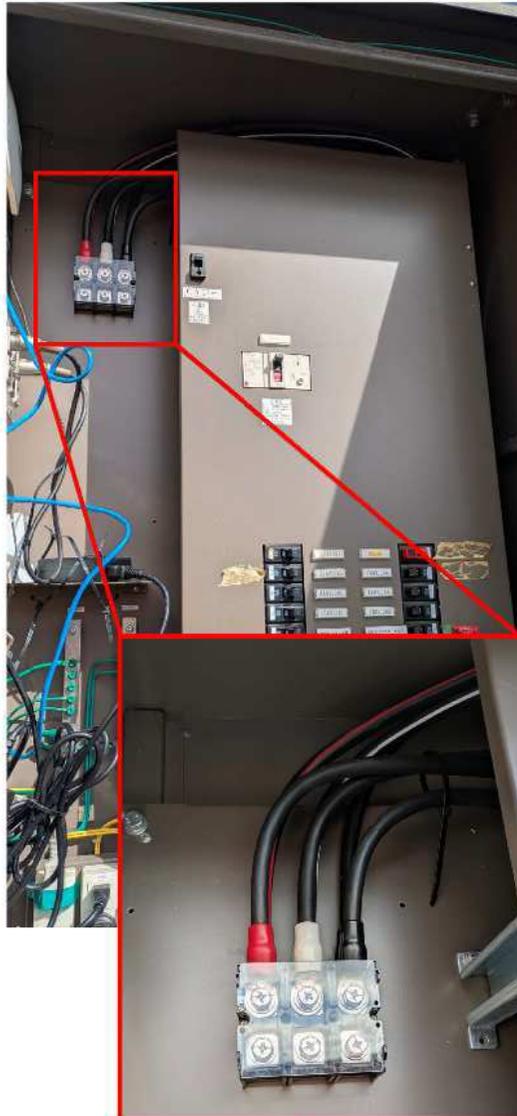
5. 電源

①L-イベントN盤：分電盤筐体裏側に橙色のコンセント盤（2P20A×4回路 2口コンセント×4個）を設置しています。仮設コンセント盤より大きい電気容量が必要な場合は、イベント事業者様にて、端子台より幹線分岐させ、コンセント盤を設置してください。

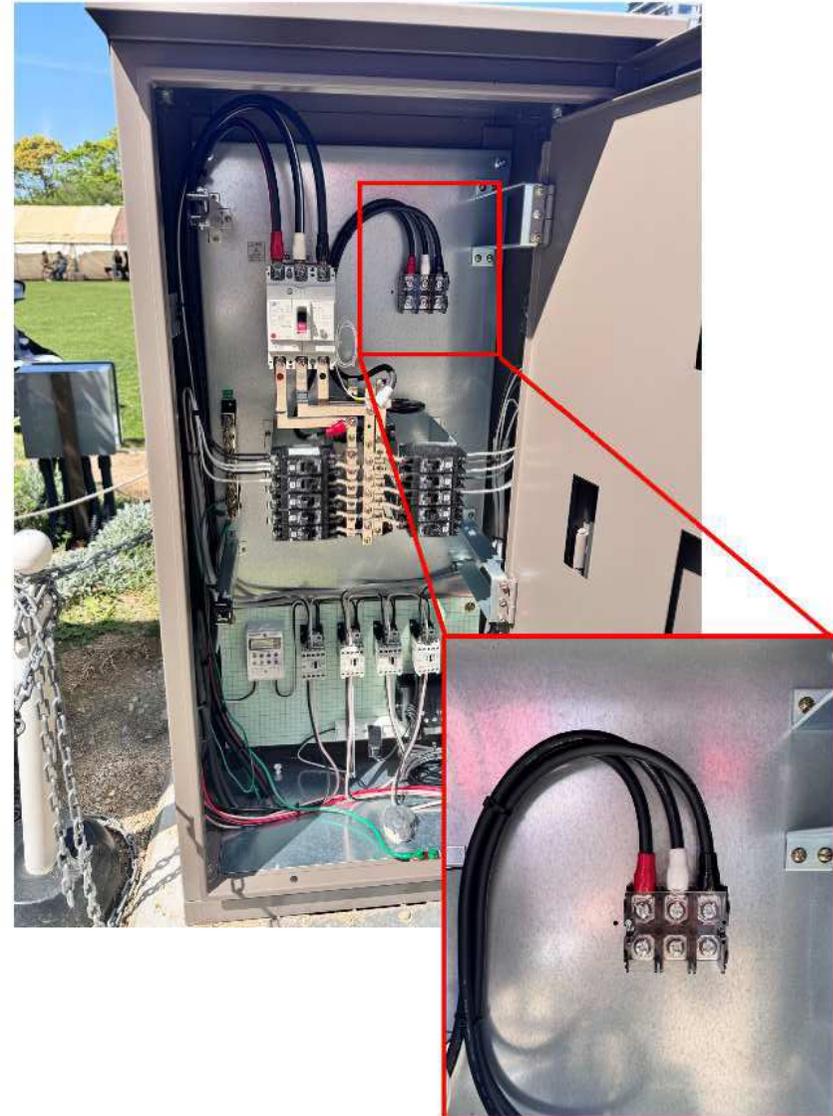
③L-イベントS盤：コンセント盤はないため、イベント事業者様にて、端子台より幹線分岐させ、コンセント盤を設置してください。



仮設コンセント盤内部



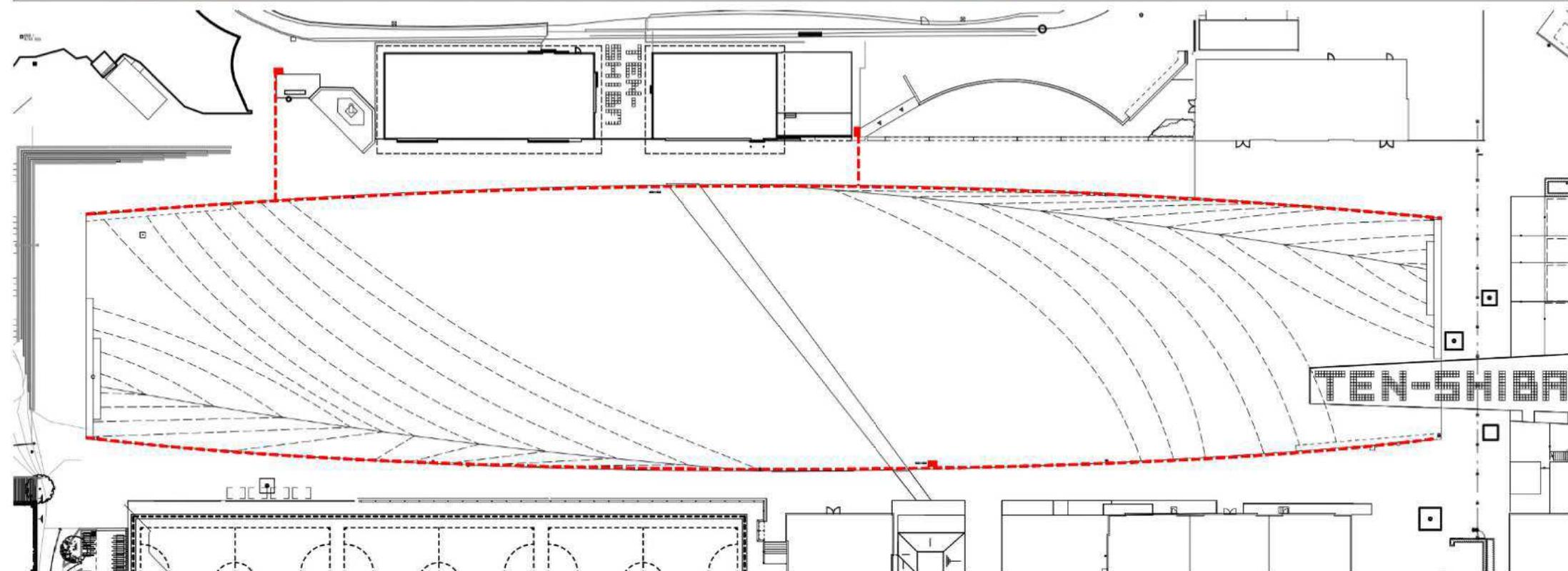
端子台



端子台

6. ケーブル類・管路等の配線

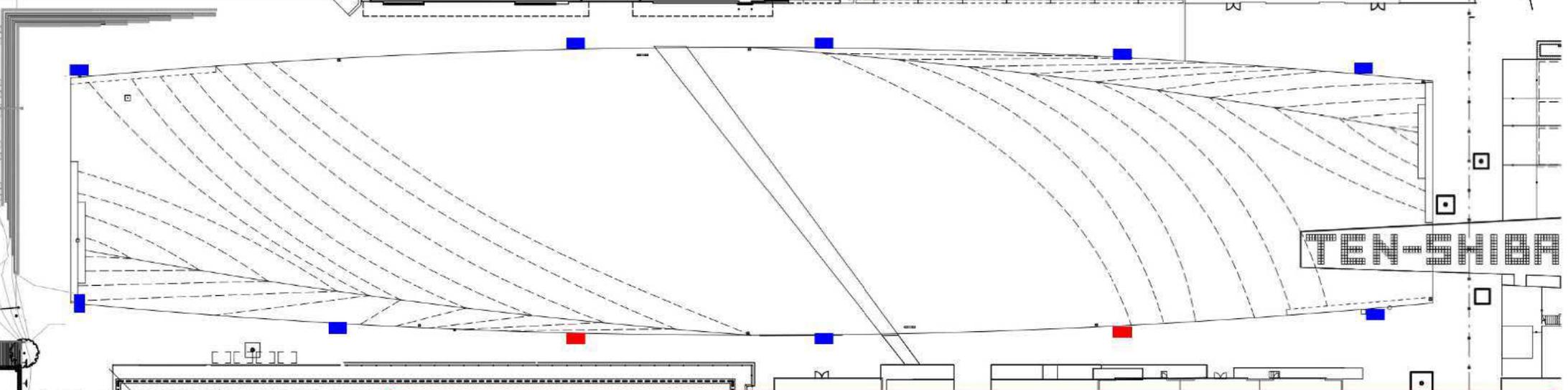
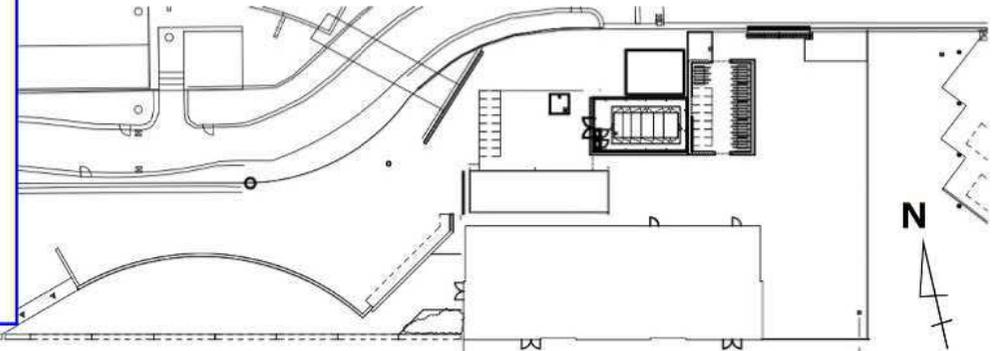
- ・ケーブル類は、原則として、分電盤からU字溝内（下図赤破線）を通し、地上に露出する部分が最小限になるように配線してください。
- ・ケーブル類・管路等が露出する箇所には、ゴムマットを被せるなど、一般来園者が躓き転倒することがないように、必要な措置を講じてください。



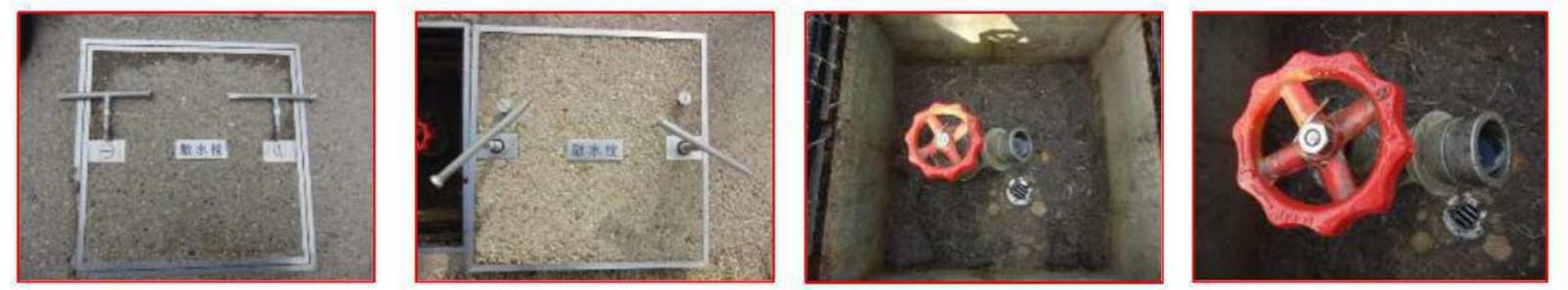
7. 給水

・給水が必要な場合は、下図に示す散水栓（■■計11箇所）から取水してください。

■ 散水栓25A

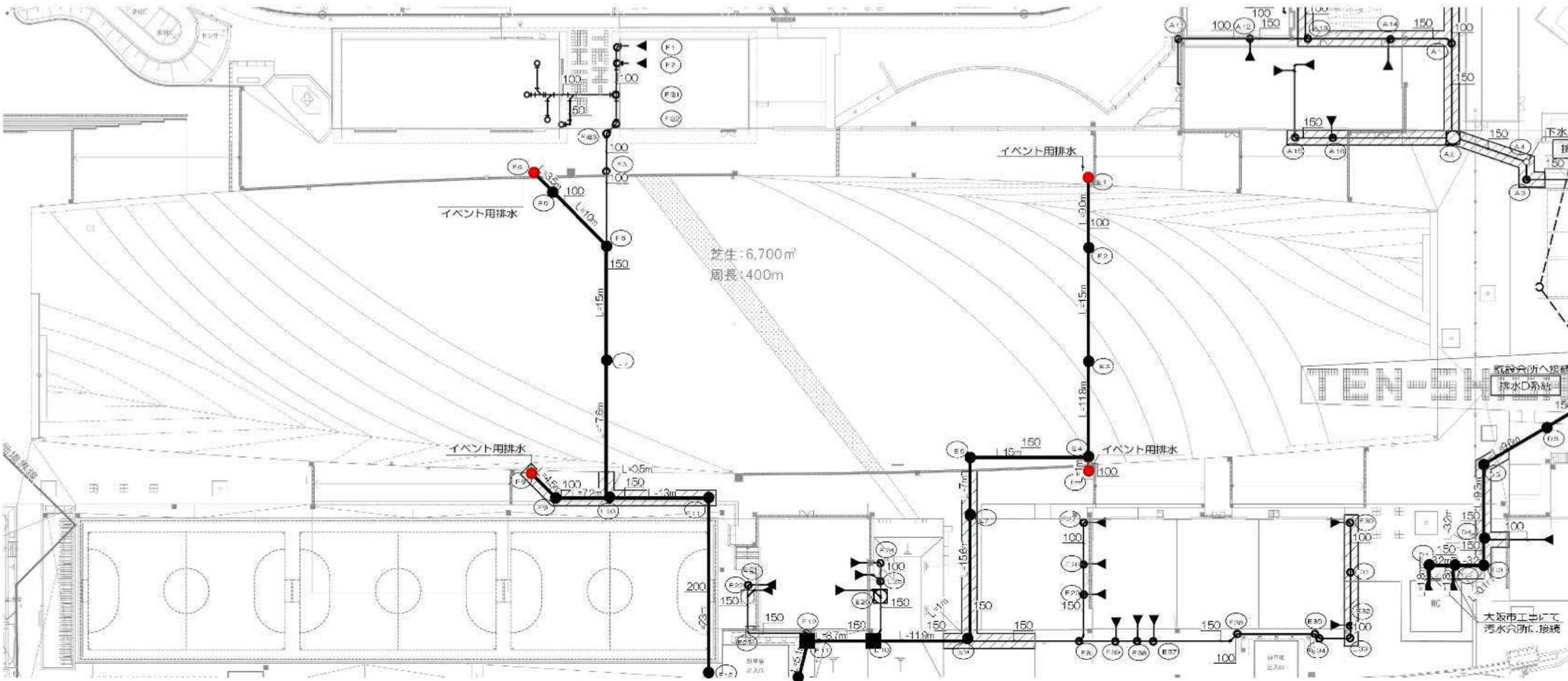


■ 散水栓40A



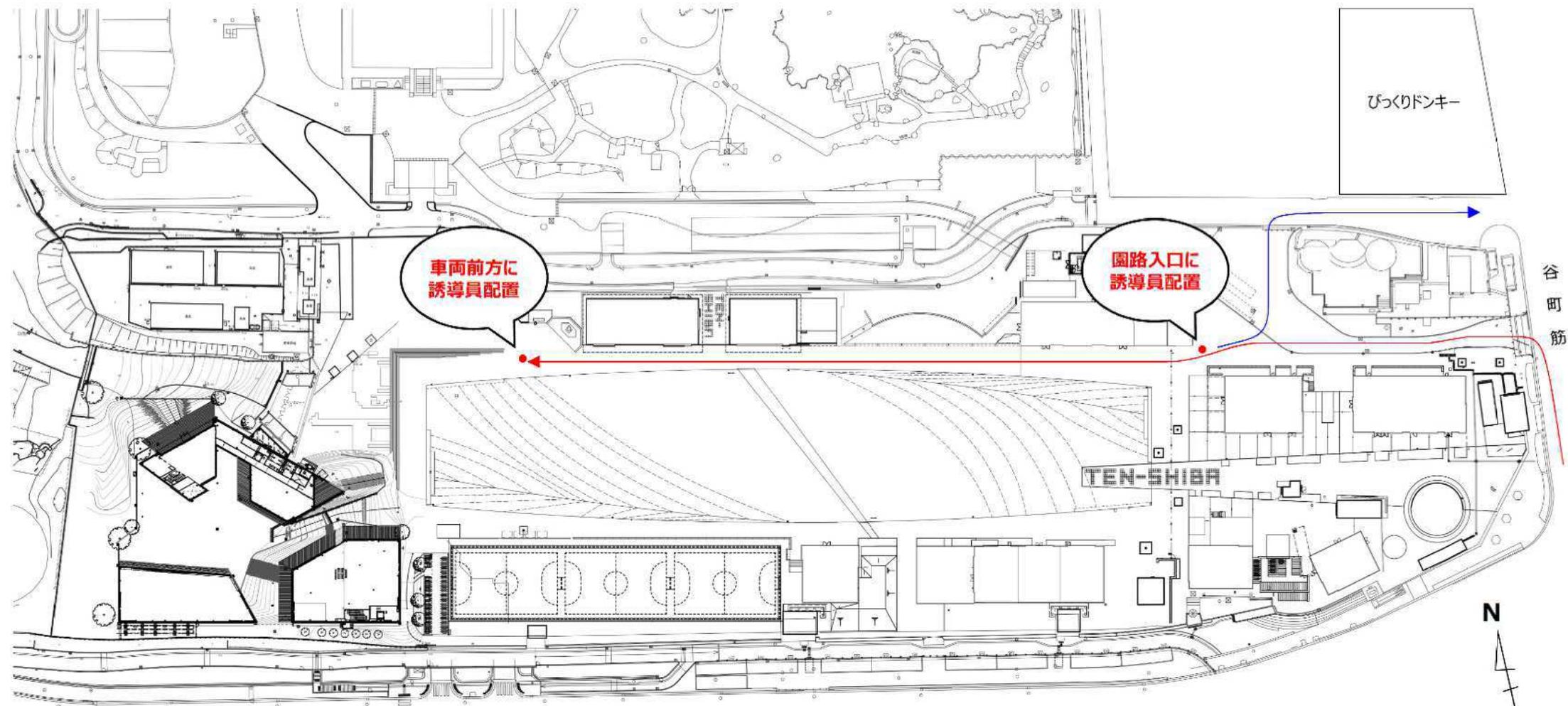
8. 排水

- ・イベントに伴い発生した排水は、下図に示すイベント用排水枳（●4箇所）から放水してください。
- ・枳に排管を接続する際は、管を奥まで差し込まないでください。奥まで差し込むと排水不良の原因となります。



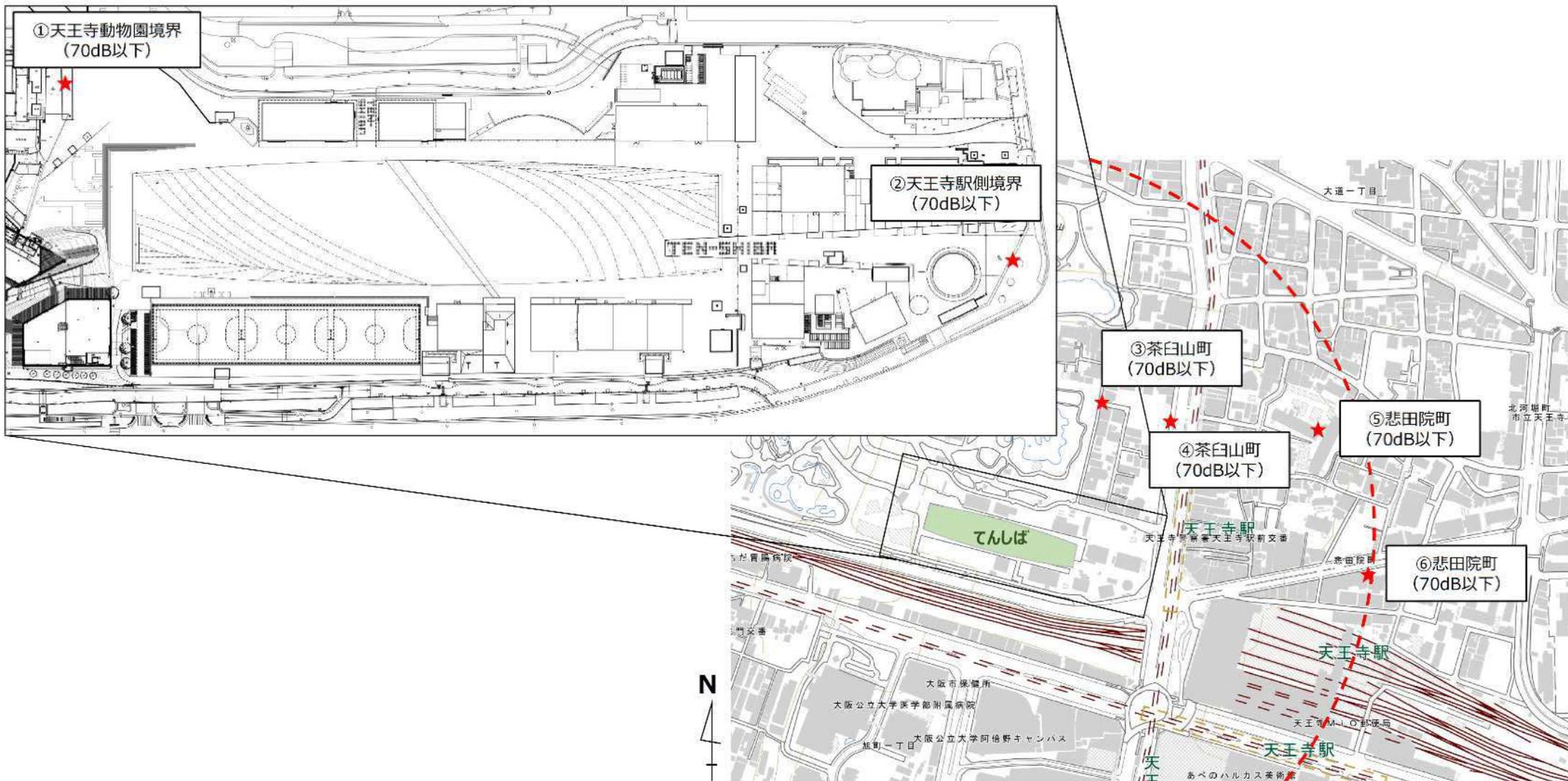
9. 搬出入経路

- ・搬出入は7時から22時まで可能です。
- ・園内には**重量4t**までの車両が進入可能です。
- ・進入経路は下図赤矢印で示すとおりです。谷町筋からてんしばバス駐車場に左折で入場し、直進して園内に進入してください。
- ・園内では、**車両前方に誘導員**を配置し、**ハザードを点灯**させ、**徐行（10km/h以下）**で走行してください。
- ・園路入口には誘導員を配置し、一般来園者を最優先に、車両の入退場を行ってください。
- ・バス駐車場は予約制の有料駐車場です。搬出入車両は駐車禁止です。
- ・資材の積み下ろしが完了次第、車両は退出してください。退出経路は下図青矢印で示すとおりです。てんしばバス駐車場北側から流出してください。



10. 音響使用時の留意点

- ・音響設備を使用するイベントでは、ステージ・スピーカーの前方20m地点、及び、天王寺動物園との境界地点で**70dBを超過しないよう**、音量を調整してください。
- ・75dBを一定時間継続して超過した場合に、自動強制的に音量を下げるリミッターを導入してください。
- ・当社が必要と認めた場合、事前の音量計測と周辺地域への事前周知を実施いただきます。
- ・音量測定は、当社立会いのもと、下図の6地点（★）で実施し、計測値を記録してください。
- ・周辺地域への事前周知が必要な場合、開催の2週間前までに地元町会長様宅へ訪問し、下図の周知範囲内にて、音響テスト時間帯を含めた周知回覧（チラシ配布等）を実施してください。
- ・音量超過状態が継続し、当社からの是正指示後も改善が認められない場合は、イベントを中断・中止いただく場合があります。



11. その他の留意点

- ・レイアウトや運営方法などは、当社と事前調整（打合せ・現地確認）のうえ、決定してください。
- ・当社は事前にご提出いただく企画書・レイアウト図面に基づき、関係各所との調整を実施します。イベント当日に、当社へ相談なく、レイアウトや運営方法を大きく変更することは認められません。なお、イベント当日の状況によって、当社（当社の委託会社も含む）からレイアウトや運営方法の変更・修正を依頼する場合があります。
- ・設営・撤去作業は原則7:00～22:00の間で実施してください。
- ・飲食物販を実施する場合、汚損防止のため、店舗下・キッチンカー下の養生を徹底してください。油漏れ等により園路の汚損が認められる場合は、イベント事業者様にて清掃のうえ原状回復していただきます。また、お客さまによる食べ残しや使用済みの容器類は、イベント事業者様または各出店者様にて回収・処分してください。
- ・給油式の発電機を設置する場合も発電機下の養生を徹底してください。なお、芝生上での給油は禁止です。